

# あさぎりサニーランド 運営規程（指定介護福祉施設）

## （事業の目的）

第1条 社会福祉法人下呂福祉会（以下「法人」という。）が行う指定介護福祉施設サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、法人の介護福祉士、介護職員、栄養士並びに看護職員（以下「介護職員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対して、適切な指定介護福祉施設サービス（以下「介護施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 法人の介護職員等は、要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等その他の生活にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当っては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な事業の提供に努めるものとする。

## （事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地及び定員は次のとおりとする。

(1) 名 称 特別養護老人ホームあさぎりサニーランド

(2) 所在地 岐阜県下呂市萩原町羽根 2710番地3

(3) 定 員 70名

## （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者（施設長） 1名（常勤、併設の短期入所生活介護と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 医師（嘱託） 3名（内科2名、精神科1名）

利用者の健康管理、療養上の指導を行う。

(3) 生活相談員 1名（常勤、併設の短期入所生活介護と兼務）

生活相談員は、事業所に対する利用申込に係る調整、介護職員等に対する技術指導、事業計画の策定、調整及び、利用者の生活に係る管理相談等の業務を行う。

(4) 看護職員 8名（常勤、非常勤、併設の短期入所生活介護と兼務）

看護職員は、利用者の心身の状況に応じ、看護サービスを提供する。

(5) 介護職員 56名（常勤、非常勤、併設の短期入所生活介護と兼務）

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、介護サービスを提供する。

(6) 機能訓練指導員 1名（常勤、併設の短期入所生活介護と兼務）

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況に応じ、機能訓練サービスを提供する。

(7) 管理栄養士 2名（常勤、併設の短期入所生活介護と兼務）

栄養士は、利用者の栄養や身体の状況、嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行う。

(8) 介護支援専門員 2名（常勤、併設の短期入所生活介護と兼務）

介護支援専門員は、利用者の課題分析を行うとともに、把握された高齢者的心身の状況に基づき、適切な指定介護老人福祉施設介護が提供されるよう、施設サービス計画を作成し、継続的な管理を行う。

## （介護施設サービスの内容及び利用料等）

第5条 介護施設サービスの内容は「重要事項説明書」記載のとおりとし、介護施設サービスを提供した場合の利用料額は、介護報酬の告示上の額とし、当該介護施設サービスが法定代理受領であるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。法定代理受領分を超えて行う費用は、介護報酬の実額を徴収する。

2 入所者が負担する居住費及び食費については、次の表のとおりとする。

種 別	負 担 額	備 考
居 住 費 (居室料)	個 室 1, 231円／日 多床室 915円／日	特定入所者介護サービス費認定等による負担限度額対象者は、その限度額
食 費	1, 445円／日	特定入所者介護サービス費認定等による負担限度額対象者は、その限度額

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第6条 介護職員等は、介護施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、介護支援専門員等に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者（施設長）に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第7条 施設介護サービスの提供中に、天災、その他の災害が発生した場合は、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとるものとする。

2 非常災害に備え、6ヶ月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

（身体拘束の制限）

第8条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行わない。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その対応及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（施設の利用に当たっての留意事項等）

第9条 施設の入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならぬ。

- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと
- (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと
- (4) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりしないこと

（苦情処理）

第10条 利用者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事業関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第11条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備し、責任者を置く。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、速やかに組織的な対応をとること。また、行政に通報、相談すること。

(運営についての留意事項)

第12条 法人は、介護職員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- |                         |               |
|-------------------------|---------------|
| (1) 介護福祉士取得、介護福祉士取得研修   | 資格取得対象者につき年2名 |
| (2) 介護支援専門員、介護支援専門員取得研修 | 資格取得対象者       |
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、離職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員としての任用義務に含むものとする。
- 4 施設において利用者又はその家族の情報を用いる場合については、別記「個人情報の許可及び用途について」のとおりとする。
- 5 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、下呂市と法人事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成23年4月1日から変更し、当日より施行する。
- この規程は、平成24年5月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年5月1日から施行する。
- この規程は、平成25年8月1日から施行する。
- この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- この規程は、平成26年2月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年8月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年8月1日から施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年5月1日から施行する。
- この規程は、平成30年8月1日から施行する。
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この規程は、令和1年10月1日から施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年8月1日から施行する。
- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- この規程は、令和6年8月1日から施行する。
- この規程は、令和7年4月1日から施行する。